

公用車広告掲載募集のご案内

令和 7 年
堺市上下水道局

堺市上下水道局では、公用車に掲載する広告を募集します。



1 申込資格

個人、法人又は団体（市内の地域産業、商店街、市場、専門店の連合会、組合に限る。）で引き続き 1 年以上営業を行っており、その業務内容が明確な者

※この広告は、広告主を直接募集します。広告枠の譲渡等を目的とした申し込みはできません。

2 広告を募集する車両（複数台数の申込みが可能です。台数制限なし）

車種	車体の色	募集台数	年間走行距離	年間走行日数
軽貨物（バン）自動車	白	20台	約 5,000 km	約 170 日

・年間走行距離・走行日数は過去の実績を基に参考に記載していますが、走行距離、走行日数を保証するものではありません。

・車両は、いずれも上下水道局本庁舎を起点として、主に堺市内を走行します。

3 掲載位置、広告の大きさ、広告料

掲載位置	掲載枚数	広告の大きさ（最大）		広告料 1台(年額・消費税込)
		縦（cm）	横（cm）	
側面スライドドア両面	2枚	60	60	39,600円
背面ドア	1枚	30	50	(3,300円/月×12月)

※広告に「有料広告」の表示をお願いします。

4 掲載期間

・掲載期間は、令和7年4月1日（申込日の翌々月）から令和8年3月31日まで、あるいは令和9年3月31日までかを選択

・掲載期間を令和9年3月31日までとした場合であっても、令和8年2月28日までに広告掲載取下書を提出することで、次年度の広告掲載を取りやめることができます。

5 広告料納付方法

・広告料は広告掲載日までに一括で前納していただきます。（掲載年度分）

・広告掲載を取り下げても、納付済みの広告料は返還しません。

6 掲載方法

広告を記載したマグネットシートを直接車体に貼り付けます。

広告（マグネットシート）の製作費用は広告主の負担となります。

※選挙の投票、水道管の凍結防止の啓発等のため、市でマグネットシートを車体の前席ドア側面に貼り付ける場合があります。

※広告掲載後は、所在地、電話番号とともに広告掲載例としてホームページに掲載します。

7 申込期間

令和7年2月1日から募集台数に達するまで

（掲載月の前々月末日までにお申し込みください。）

受付時間：午前9時から午後5時30分まで

（ただし正午から午後0時45分まで及び土日・祝日を除く。）

8 申込方法

(1) 受付場所

事業サポート課（堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2 上下水道局本庁舎本館4階）に郵送、持参又は電子メールによる先着順で受け付けます。複数台数の申込みも可。

なお、電子メールで申込書類の提出を希望される場合は事前にご相談ください。

(2) 提出書類

① 堺市上下水道局公用車広告掲載申込書【所定様式】

② 申込者の事業(会社)概要【会社のパンフレットでも可。形式は問わず。会社名、創業年月、所在地(本社、本店、市内の事業所、店舗等)、業務内容、従業員数は必須。(補記可)】

③ 個人：住民票の写し【コピー不可、発行後3か月以内のもの】

法人：現在事項証明書又は履歴事項証明書【コピー不可、発行後3か月以内のもの】

団体：規約、参加企業・店舗等一覧表の写し

④ 広告原稿案【カラー・A4又はA3用紙に印刷したもの】

⑤ 誓約書（暴力団排除に関するもの）【所定様式】

⑥ 堺市税納付状況確認同意書【所定様式】

※ 所定様式は堺市上下水道局ホームページ（<https://water.city.sakai.lg.jp/>）からダウンロードしてください。

9 広告掲載の承認

先着順で、「堺市上下水道局広告取扱規程」、「堺市上下水道局広告取扱要綱」及び「堺市上下水道局公用車広告掲載取扱要領」の広告掲載基準により掲載の可否を判断し、掲載が可能であれば承認します。承認後に堺市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示の許可（許可申請手数料必要）を堺市都市景観室から受けてください。許可後に公用車広告掲載契約を締結します。

10 広告掲載基準の抜粋

詳しくは、「堺市上下水道局広告取扱規程」、「堺市上下水道局広告取扱要綱」及び「堺市上下水道局公用車広告掲載取扱要領」をご覧ください。

なお、掲載後を含め、広告掲載基準に抵触する場合は、広告掲載の一時停止又は広告掲載の承認の取消及び契約解除をすることがあります。その場合、広告料は還付しません。

また、広告掲載に関し、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任と負担で解決するものとします。

【広告主になれない者の例】

- ・本市の市税、水道料金又は下水道使用料を滞納している事業者
- ・上下水道局の所管事業に関連のある上下水道事業者又は上下水道関連商品の販売事業者
※ただし、市内に本社、本店を置く上下水道事業者であって、給水装置又は排水設備の工事業者、かつ本市が指定する指定給水装置工事業者又は指定排水設備工事業者(指定の取消し、効力の停止、一時停止、戒告処分又は文書注意の措置等を受けている場合を除く)である場合は、掲載可能とします。
- ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）である事業者
※確認のため、大阪府警察本部に照会する場合があります。
- ・民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の事業者
- ・本市入札事務に関して資格停止となっている者

【掲載できない広告内容等】

- ・上下水道局が推奨していると誤解されるおそれのあるもの
- ・上下水道局の名誉若しくは信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるおそれのあるもの
- ・誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- ・責任の所在、内容又は目的が不明確なもの
- ・文字やデザインが、過密、過小又は色あせ等のため、通行人や他の車両搭乗者から読むことができないもの
- ・光を反射する広告素材等により、交通事故を誘発し交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- ・マグネットシートの貼り付きが悪く、落下するおそれのあるもの
- ・給排水設備工事、蛇口等の水漏れ、排水のつまり修理、天然水等の水の販売、浄水器の販売、浄化槽工事等

ただし、上記下線の市内業者については、主な広告内容が給排水設備工事、蛇口等の水漏れ、排水のつまり修理等である場合は、掲載可能とします。その場合、上下水道局が推奨していると誤解されるおそれがありますので、広告に下記の表示をお願いします。

表示する文	掲載位置	文字色	背景色
この広告により上下水道局が特定の業者を推奨するものではありません。	3で規定する広告とは別に、3枚それぞれ縦3cmの枠を追加して掲載	黒	白
※一文字の大きさ、字体等については、製作前に上下水道局と協議のうえ定めます。			

11 広告掲載に付帯する権利

広告主は、広告を掲載した公用車の写真を広告主のチラシ等の広告、ホームページ等で使用することができます。ただし、上下水道局が推奨していると誤解されるおそれのある文言、表現は行わないでください。

申込み、お問い合わせ先

〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2 上下水道局本庁舎本館4階
堺市上下水道局 事業サポート課 財産活用係
TEL：072-250-9131 FAX：072-250-9146